

小金井市東センター・貫井北センター運営業務委託

プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 件名
東センター・貫井北センター運営業務委託
- (2) 事業の目的
本事業は、第5次小金井市基本構想・前期基本計画、第4次小金井市生涯学習推進計画、小金井市立図書館基本計画及び小金井市公民館中長期計画等を踏まえ、図書館運営業務及び公民館運営業務を委託することを目的としています。
- (3) 業務の内容
図書館・公民館の東センター及び貫井北センターの事業の運営を行います。
※ 別紙仕様書（案）のとおり。なお、仕様書（案）に定めのない事項であっても、本プロポーザルにおいて提案された事項、業務上に必要な事項及び疑義のある事項については、双方協議の上決定するものとします。
- (4) 履行期間
契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 予算額（見積限度額）
117,808千円（消費税及び地方消費税額を含む。）
令和6年度予算額 0千円
令和7年度予算額 117,808千円（税込み・債務負担行為）
※ 各年度の上限額を超えた提案は無効とします。
令和6年度については、令和7年度と合わせた債務負担行為で契約を行います。
令和8年度以降は、単年度毎の契約となります。
本事業は、小金井市議会において、予算が議決されることを前提としているため、予算が不成立のときは、本事業に係る契約を行わない場合があります。
- (6) 支払方法 部分払い（12回）
なお、支払額は各年度の予算の範囲内とします。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「小金井市東センター・貫井北センター

運營業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、候補者及び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の具体的な仕様内容について協議と調整を行います。この調整がまとまらない場合は、次点者と調整を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件(以下「資格要件」という。)は、次に示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。)にないこと。
- (7) 平成26年度から令和5年度までにおいて、小金井市又は他官公庁の図書館及び公民館に関する同種の履行完了実績があること。

6 プロポーザル日程について

| 番号 | 内 容 | 期 日 等 |
|----|----------------|-------------------------------------|
| 1 | プロポーザル実施要領等の配布 | 令和6年 8月16日(金) ～ 令和6年 9月 2日(月) |
| 2 | 参加希望申請書等の提出期限 | 令和6年 9月 2日(月) |
| 3 | 質問書の提出期限 | 令和6年 9月 6日(金) |
| 4 | 質問書に対する回答 | 令和6年 9月17日(火) |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和6年 9月27日(金) |

| | | |
|----|-------------------------------------|---------------|
| 6 | 第一次審査（書類審査） | 令和6年10月7日（月） |
| 7 | 第一次審査の結果通知発送 | 令和6年10月10日（木） |
| 8 | 第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施） | 令和6年10月25日（金） |
| 9 | 第二次審査の結果通知発送 | 令和6年11月上旬 |
| 10 | 事業候補者の決定 | 令和6年11月上旬 |
| 11 | 契約締結（予定） | 令和6年11月下旬 |

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

(1) 配布場所

参加希望申込書等公募に関する資料、様式類は、小金井市ホームページからダウンロードして使用してください。

(2) 配布期間 令和6年8月16日（金）から9月2日（月）まで

8 参加希望申請書の提出

(1) 提出書類

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 部数 |
|------|-------------------|----|
| 1 | 参加希望申請書（様式1） | 1部 |
| 2 | 会社概要及び類似業務実績（様式2） | 1部 |

(2) 提出期限 令和6年9月2日（月）まで

提出方法 持参又は配達証明付き郵送サービス（当日必着）により提出して下さい。

(3) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

(4) 提出の確認

参加希望申請書の提出があったときは、参加希望申請書に記載されたメールアドレス宛に受領確認と受理番号をお知らせします。以後の提出書類等には「受理番号」を記入して下さい。

9 質疑と回答

(1) 提出書類 質問書（様式3）

(2) 提出期限 令和6年9月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メールで行うこと。送信後「16 問合せ先」に電話で着信確認をお願いします。通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとします。

(4) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

(5) 質問回答 令和6年9月17日（火）

※回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、電子メールにて全者宛てに送信します（個別回答は行いません。）。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|------|---------|-------------------------------|-------------------|
| 様式4 | 表紙 | A4縦 | 7部 (正本1部、副本6部) |
| 任意様式 | 企画提案書 | A4縦、横書き、10ポイント以上、 片面8ページ以内 | |
| 任意様式 | 見積書 | A4縦 | |

※ 企画提案書は「小金井市東センター・貫井北センター運営業務委託仕様書(案)」、「小金井市東センター・貫井北センター運営業務委託業者選定審査基準」、「小金井市東センター・貫井北センター運営業務委託プロポーザル評点票」、「小金井市東センター・貫井北センターサウンディング型市場調査参考資料」に基づき、提案すること。企画提案書はA4版縦、横書き、10ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、片面8ページ以内で提案してください。提案は文章での表現を原則とするが、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ等を使用し、わかりやすく記述すること。

※ 企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なA4ファイルで提出して下さい。

※ 提出部数は正本1部、副本6部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。副本は事業者名が特定される記述やロゴマーク等は黒塗り又は削除すること。）

(2) 提出期限 令和6年9月27日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は配達証明付き郵送サービス。

(4) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 関連業務実績に関すること
- (2) 業務スケジュール、業務内容に関すること
- (3) 専門性のある人材確保、安定的な運営に関すること

12 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、第一次審査及び第二次審査を行います。第二次審査で第1位の者を候補者として選定します。また、第2位の者を次点者として併せて選定します。なお、第1位もしくは第2位の得点が2者以上で同点だった場合は、審査委員会により別途協議し、候補者もしくは次点者を選定します。

(1) 審査基準 別紙「小金井市東センター・貫井北センター運営業務委託業者選定審査基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

(3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 一人につきプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度とします。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行っていただきます。わかりやすく説明するために、文章の一部や図表等を拡大することは認めます。新たな提案や図表、イラストを追加することは不可とします。

ウ 出席者は、統括責任予定者、図書館従事予定者、公民館従事予定者を含めた5人以内とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡して下さい。

オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクターを使用して実施する。ただし、パソコン等の機器は持参して下さい。

13 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、令和6年10月10日（木）に、企画提案書等を提出した全者に郵便で発送します。

(2) 第二次審査の結果は、令和6年11月上旬に、第二次審査に参加した全者に郵便で発送します。

(3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。

(4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 事業候補者決定後の契約締結について

審査委員会が市長に審査結果を報告し、市長が候補者として決定した後、調整を経て、契約手続き（随意契約）を行います。

本事業の履行状況が良好である場合には、履行期間満了後4年間を上限として随意契約（単年度毎）を行う予定です。

ただし、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等があった場合、該当年度以降契約を行わない場合があります。

また、原則として、当該随意契約を行う期間については、契約金額・仕様の変更は行わないものとします。

15 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 提出資料は、返却しません。
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提出資料の内容を無償で使用できるものとします。提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
 - ④ 提出資料は小金井市情報公開条例に基づく公開対象ですが、候補者決定前に、参加者数、参加者名その他の参加者に関する情報については公開、提供しないこととします。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合もしくは仕様書の調整がまとまらない場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号

- の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。
- (9) 東センターは施設整備のため、当該随意契約期間に大規模修繕を予定しています。当該工事期間中は、一部の業務が実施できない可能性があります。工事期間中の委託料等の取扱いについては、委託者と受託者の双方で協議することとします。

16 問合せ先

小金井市公民館本館庶務係・事業係

電話：042-383-1184

FAX：042-387-1226

E-mail：k020499@koganei-shi.jp

住 所：〒184-0004 小金井市本町2-15-11